

# 協議会だより

「介護、保育士の賃上げ」  
学童保育指導員も明記さ  
れました

本誌二〇二二年一月号の「協議会だより」で、二〇二二年一月一九日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に（中略）収入を三〇％程度（月額九〇〇〇円）引き上げるための措置」を実施することが示されたものの、この時点で、学童保育指導員が対象となるかは未確定であったことを報告しました。

二〇二二年二月八日、国の「子ども子育て会議」が開催され、「保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善」に「放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施」するこ

とが明記されました。

これを受けて、二〇二二年度補正予算案に「保育士等処遇改善臨時特例交付金」が盛り込まれます（実施主体は市町村、国の補助率一〇分の一〇）。ただしこれは二〇二二年九月までの措置で、一〇月以降は、令和四年度予算編成過程で検討するそうです。会議資料（内閣府のホームページに掲載）には、つぎのように記されています。

1. 保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善  
・経済対策に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を三〇％程度（月額九〇〇〇円）引き上げるための措置を、令和四年二月から実施する。

※公定価格とは別の補助金により実施。（令和三年度補正予算案、

補助率国一〇分の一〇）

※令和四年九月までの措置。令和四年一〇月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和四年度予算編成過程で検討。

※実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

※都道府県・市町村における事務費を併せて補助。

※放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施。

※公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

補正予算案は、二〇二二年二月六日からの臨時国会で審議されます。この交付金は、各市町村の財政負担はないものの、国への交付申請と補正予算化（議会承認）を行う必要があります。

二〇二〇年度の第二次補正予算

で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が予算化された折には、国会で六月二日に予算が成立した後、一週間後に「厚生労働省子ども家庭局長通知」が発出され、自治体からの交付申請の締め切りは一か月後と、たいへんあわただしい日程で手続きが進められました。

今回の交付金の情報について、市町村が十分に情報を把握していない可能性がありますし、なかには、国の補助割合が一〇分の一〇であること、都道府県・市町村の事務費が補助されることを知っているも、申請を行わないところがあり得ることも考えられます。

地域学童保育連絡協議会などから、市町村にこの情報を届け、すべての地域で処遇改善が実現されるよう、要望していきましょう。

処遇改善ほか、二〇二二年度補正予算案に示された事業について

同日の「子ども・子育て会議」

では、関連する施策の二〇二一年度補正予算(案)が示されました。

「新型コロナウイルス感染症」に関して、二〇二一年度当初予算として示されていたのはつぎの二点です。「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」。

また、処遇改善のほか、今回の補正予算で示された事業はつぎのとおりです。

◆地域子ども・子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援(六五億円の内数)……二〇二〇年度第三次補正予算と同じ趣旨のもので、新たに「感染症対策のための改修(トイレ、非接触型の蛇口の設置等)」が設けられました。簡易なものを対象としており、補助基準額一〇〇万円で、利用定員に応じて補助基準額が設定されています。

◆放課後児童クラブ等における

ICT化推進事業(六五億円の内数)……二〇二〇年度第三次補正予算の趣旨と同じものですが、これまで「ポストコロナに向けたデジタル社会の実現」「利用児童等の入退出の管理」とあった文言が、「利用環境を整備することともに、職員の業務負担の軽減を図る」「連絡帳の電子化」に変更されています。

◆放課後児童クラブ整備促進事業 一・七億円……現行の施設整備費の国庫補助率かさ上げ後の自治体負担分の一部に対する補助。自治体のさらなる負担軽減を図ります。補助率一〇分の一〇(図参照)。

そのほか、つぎの資料も示されました。

◆「地域における保育所・保育等のあり方に関する検討会取りまとめ(案)」……このなかで「保育士資格の管理の厳格化等」として、児童へのわいせつ行為で登録を取り消されたものには、再登録の際、厳格な審査を求め

るなど、教員と同等に保育士資格管理を厳格化することがふれられています。

\* \* \*

私たち学童保育関係者は長年、人々の願いとつながりを力に、国や地域の行政担当者や議員との懇談や要請書の提出、議会への働きかけなどを通じて、学童保育全体をよりよくすることに取り組んできました。学童保育は一九九七年に児童福祉法に位置づけられ、二〇一四年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、省令基準)が公布され、二〇一五年には「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。残念ながら二〇二〇年から省令基準のすべて

が「参酌基準」にその位置づけが変えられてしまいました。ひきつづき、子ども・保護者・指導員が共に行う学童保育の生活づくりの大切さをたしかめあい、学童保育を改善するための取り組みを前進させていきたいと思います。

**市町村による設置(公立)の場合**

従来の補助率	国(拠出金), 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/6	市町村, 1/6
放課後児童クラブ整備促進事業	国, 2/3	促進事業による支援 国, 10/10	都道府県 1/12 市町村 1/12

← 1/6相当 →

**社会福祉法人などによる(民立)の場合**

従来の補助率	国(拠出金), 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 1/4
放課後児童クラブ整備促進事業	国, 1/2	促進事業による支援 国, 10/10	都道府県 1/16 市町村 1/16	設置者, 1/4

← 1/8相当 →